

仙台市立病院医学雑誌投稿規程

平成 30 年 11 月 12 日
病院事業管理者決裁

1 投稿論文の条件等

(1) 条件

投稿論文は、医学、診療に関するもので、他誌に未発表のものに限る。内容はヘルシンキ宣言（人間を対象とする医学研究の倫理的原則）及び仙台市立病院「臨床における倫理に関する方針」を遵守したものとする。

(2) 種別

綜説、原著、症例報告、コメディカルレポート、その他（短報、症例検討会リスト、業績報告、CPC 一覧、剖検記録等）とする。

2 個人情報保護

個人に関する情報の取扱いにあたっては、個人情報保護法等の個人情報保護に関する法令等を遵守するものとする。特に、症例報告や臨床研究においては、プライバシー保護の観点から個人が特定されないよう、氏名、生年月日はもとより実施日などの月日を明記せずに投稿するものとする。

なお、投稿論文におけるプライバシー保護の詳細については、病院事業管理者が別に定める指針によるものとする。

3 投稿資格

仙台市立病院職員及び登録医とする。ただし、仙台市立病院医学雑誌編集委員会（以下「委員会」という。）が認めた者については、この限りではない。

4 投稿方法

投稿は、電子媒体（電子メールの添付ファイルを含む。）及び印刷体により、利益相反自己申告書（様式 1）を添えて委員会事務局に提出するものとする。

5 投稿論文の取扱い

(1) 審査

投稿論文は、委員会の委員及び査読委員 2 名以上で査読し、委員会での審査により採否を決定する。

(2) 校正

投稿論文の初校は著者が原稿の控えを用いて行うものとし、二校以降は初校に基づいて委員会事務局が行うものとする。

(3) 掲載方法

論文は、PDF 化し、当院ウェブサイト及びオンラインジャーナルに掲載するものとし、別刷りは行わないものとする。

(4) 著作権等

① 掲載論文の著作権は、仙台市立病院に帰属する。

- ② 掲載論文の引用により得られた許諾料は、仙台市立病院の収入とする。

6 原稿作成方法

(1) 形式、用語等

- ① 原稿作成には、Microsoft Word を用いるものとする。
- ② 論文の長さは、図表を除き、綜説については12,000字以内とし、それ以外の種別については8,000字とする。
- ③ 原稿に通しページを付すこと。
- ④ 平仮名、常用漢字を用い、現代仮名遣いに従うものとする。
ただし、固有名詞や一般に用いられている学術用語はこの限りではない。
- ⑤ 外国人名、適当な和訳のない薬品、器具、器械、疾患等の名称、学術的表現、科学用語などについては原語を用いて差し支えないものとする。ただし、固有名詞及び外国語名詞の頭文字は大文字とする。また、文中の外国人名、化学薬品名（薬品名は一般名を用いる。）は原語とするが、慣用（例：バセドウ病、ビタミン、ホルモン）のものは片仮名を使用して差し支えないものとする。
- ⑥ 医学用語の略語を用いる場合は、はじめに完全な用語を書き、それ以降は略語を用いることを明記する。
- ⑦ 度量衡は、国際単位系（SI）を用いるものとする。

(2) 構成

次に掲げる事項を順に記載し、④、⑤、⑥、⑦及び⑧に掲げる事項の前で改ページを行うものとする。

- ① 論文の種別及び題名
- ② 著者の所属及び氏名、
- ③ 索引用語（3語以内）
- ④ 和文要旨（400字以内）
- ⑤ 本文
 - ア 「はじめに」又は緒言
 - イ 対象と方法（症例報告の場合は症例）
 - ウ 結果又は成績
 - エ 考察
 - オ 謝辞又は結語
- ⑥ 文献
- ⑦ 図表の説明
- ⑧ 図表

(3) 文献

- ① 引用文献は、主要なものに限定するものとする。
- ② 引用文献がある場合は、本文の引用箇所の上肩に「¹⁾」のように上付き番号を付し、同じ箇所でも複数の文献を引用する場合は「^{1,2)}」, 「¹⁻³⁾」のように表記するものとする。
- ③ 文献には、引用文献を引用順に並べて記載し、記載形式は、次のとおりとする。
 - ア 雑誌から引用する場合

著者名（2名以上の場合は、筆頭者のみ記載し、「他」, 「et al.」と付記する）、表題、

雑誌名（医学中央雑誌収載誌略名表，Index Medicus に従うこと。），掲載巻：掲載ページ（開始ページ-終了ページ），発行年（西暦）の順に記載するものとする。

例）田中一郎 他：胃癌の病理. 日病会誌 89：121-135, 2000

例）Meinhof W et al. : Attempts to detect virus-specific DNA in human tumors. I. Nucleic acid hybridizations with complementary RNA of human wart virus : Int J Cancer **13** : 650-656, 1974

イ 書籍から引用する場合

著者名，表題，書名（編集者又は著書名），出版社名，出版地名，掲載ページ（開始ページ-終了ページ），発行年（西暦）の順に記載するものとする。

例）坂本吾偉：良性上皮性腫瘍. 乳腺腫瘍病理アトラス（坂元吾偉著）篠原出版，東京，pp. 9-19, 1987

例）McDivitt RW et al. : Tumor of the Breast. Atlas of Tumor Pathology (McDivitt RW ed.), MTP Press, New York, pp. 103-128, 1989

ウ インターネットから引用する場合

著者名：表題，URL，参照年月日の順に記載するものとする。

例）国立がん研究センターがん対策情報センター：がん情報サービス統計
<http://ganjoho.jp/professional/statistics/index.html>
 平成 23 年 11 月 5 日参照

例）National Comprehensive Cancer Network : NCCN clinical Practice Guidelines in Oncology : Thyroid Carcinoma Version 3.2011
http://www.nccn.org/professionals/physician_gls/pdf/thyroid.pdf accessed on Nov 5, 2011

(4) 図表（写真を含む。）

- ① 図表の数は，綜説，原著については 10 点以内とし，それ以外の種別については 8 点以内とする。
- ② 解像度は，そのまま印刷できる程度に鮮明，明瞭なものとする。
- ③ 電子データのファイル形式は，JPEG（推奨），TIFF，PDF，Microsoft PowerPoint，Microsoft Excel，Microsoft Word とする。
- ④ 「図 1」，「表 1」などのようにそれぞれ番号をつけ，各々のタイトルと簡潔な説明文を付記するものとする。なお，他書から引用する場合には必ず出典を明らかにするものとする。
- ⑤ 倍率又はスケールの表示は，顕微鏡写真（組織像，細胞像）については不要とし，顕微鏡写真については必須とする。
- ⑥ 図表は，別紙を用いるものとし，本文中に挿入すべき位置を明記する。
- ⑦ 図表の説明は，別紙を用いるものとし，番号順に各々のタイトルと簡潔な説明文を記載するものとする。

附則

（適用期日）

1 この規程は，平成 30 年 11 月 12 日から適用する。

（仙台市立病院医学雑誌投稿規程の廃止）

2 仙台市立病院医学雑誌投稿規程（平成 28 年 3 月 1 日病院事業管理者決裁）は，廃止する。

附則（令和元年 11 月 5 日改正）

（適用期日）

この改正は、令和元年 11 月 5 日から適用する。

仙台市立病院医学雑誌投稿論文におけるプライバシー保護に関する指針

(令和元年 11 月 5 日 病院事業管理者決裁)

1 氏名等

患者個人の特定が可能な氏名、患者番号、イニシャル又は呼び名は記載しない。

2 住所や居住地

患者の居住地は記載しない。ただし、疾患の発生場所が病態に関与する場合に限り、都道府県名と市名までに限定して記載してよい。

3 日付

日付は、個人が特定できない場合は年月までを記載してよい。

なお、時系列で報告する際は、年月日ではなく、第何病日と記載するのが望ましい。

4 家族情報

患者の生活歴、現病歴及び家族歴に関する情報を記載する際には、患者を特定することのできないよう十分に配慮する。

固有名詞に関しては、イニシャルではなくアルファベット順で記載する。

(例：太白高校と長町大学を卒業した場合、T高校とN大学を卒業と記載するのではなく、A高校とB大学を卒業と記載する。)

5 診療科名

他の情報と診療科名を照合することにより患者が特定され得る場合、診療科名は記載しない。

6 写真、ビデオ及び放射線画像

写真やビデオに顔貌を掲載する際には目を隠すなど、個人が特定されるリスクを最大限回避する。

3次元X線CTやMRIなどで顔貌がわかる画像においても同様に配慮する。

なお、眼など顔の一部の症状を示す場合は、顔貌がわからないよう症状部分のみの拡大写真とする。

7 検査・画像等の番号

症例を特定できる生検、剖検、画像情報に含まれる番号などは削除する。

8 患者個人が特定化され得る場合

以上の指針に部分的にも抵触せざるを得ない場合、又は、以上の指針のような配慮をしても臨床経過等から患者が特定される可能性のある場合は、発表に関する同意を患者自身（又は患者の親権を行う者、配偶者、後見人その他これに準じる者で、両者の生活の実質や精神的共同関係から見て、患者の最善の利益を図り得る者）から得ることとする。その他、プライバシー保護の観点から重要な問題が生じる可能性がある場合には倫理審査委員会で審議を受け承認を得ることとする。

9 関連規定・指針等の遵守

症例等の内容に応じ、関連する規定・指針等を遵守すること。

(遵守すべき規定・指針等の例)

- ・ 遺伝性疾患やヒトゲノム・遺伝子解析を伴う症例報告の場合 「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」(文部科学省, 厚生労働省及び経済産業省)
- ・ 人を対象とする医学研究の場合 「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(文部科学省, 厚生労働省)
- ・ 特定臨床研究の場合 臨床研究法
- ・ 治験(承認申請目的の医薬品等の臨床試験)の場合 医薬品医療機器等法

附 則

(適用期日)

この指針は、令和元年11月5日から適用する。